

第17回日南市農業委員会総会議事録

1 開催日時・・・令和4年10月31日（月）
9時25分から11時26分

2 場 所・・・まなびピア

3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名

4 欠席委員・・・なし

5 議事

議案第1号 農地法第3条の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の許可申請について

議案第3号 農地法第5条の許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 非農地証明願について

6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第17回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に13番井上英明委員、15番谷元英昭委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料2ページ、議案第2号農地法第4条の許可申請につきまして、受付番号1番の用途につきまして、『13 道路用地』を『02 一般個人住宅用道路』に変更をお願いいたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から3番、5番は経営規模拡大のため、受付番号4番は新規農業経営のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は一般個人住宅用道路のため、受付番号2番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました16件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が11件で、受付番号1番は農業施設用地のため、受付番号2番から4番、6番、12番から14番は植林のため、受付番号9番は一般個人住宅用地のため、受付番号10番は駐車場及び自動車置場用地のため、受付番号11番は倉庫兼資材置場用地のためとなっております。使用貸借権設定が2件で、受付番号5番、7番は一般個人住宅用地のためとなっております。賃借権

	事務局	設定が 3 件で、受付番号 8 番は資材置場用地のため、受付番号 15 番、16 番は進入路及び資材置場用地のためとなっており、どちらも一時転用となっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、21 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 3 件、更新の利用権設定が 8 件、所有権移転が 3 件、中間管理権設定が 7 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 2 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番、2 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）

10 : 13	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 1 番について説明します。10 月 26 日、譲渡人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区塩鶴にあるハウス金柑畑です。譲渡人は父親で譲受人は息子です。譲受人は、就農 7 年で、ハウス金柑、露地金柑を栽培しており今回無償で父親から譲り受けることになりました。父親が年々高齢になるため、経営規模を縮小して息子に移譲していきたいということです。細田地区の谷口委員と情報交換も行っており、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18 番平賀です。まず、受付番号 2 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区東弁分で、日高嶋工業団地の南側に隣接する畑で、工業団地東側を通る市道にも隣接しています。譲渡人は宮崎市在住で高齢のため農地を手放したいとのことで、10 月 27 日、譲渡人の娘婿に電話で確認しました。譲受人は高齢ですが、柑橘を中心に農業経営をされており、農地の管理も適切にされています。申請地は譲受人の果樹園にも隣接しており、取得後は柑橘を植栽されるということです。特に問題ないと思います。 続きまして、受付番号 3 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は日高嶋工業団地東側にある畑で、東九州自動車道の中間に位置します。また、譲渡人は宮崎市在住で高齢のため農地を手放したいとのことで、10 月 27 日、譲渡人の娘婿に電話で確認しました。譲受人は高齢ですが、柑橘を中心に農業経営をされており適切に農地の管理もされています。申請地は譲受人の果樹園にも隣接しており、取得後は柑橘を植栽されるということです。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 4 番について説明します。10 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区富士で、国道 220 号線を宮崎方面に向かい富士トンネルを抜けて 100m 先の左側に位置します。取得後は耕作可能な 50 a の土地は、新規就農として杉の穂木を植栽する予定です。残りは現在、荒廃しており雑種地となっていますが、整地をして耕作できるようにする予定です。地域の防除基準に従い農薬散布を行うこととしており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番員井上です。受付番号 5 番について説明します。10 月 24 日、譲渡人に電話で聞き取りを行い、同日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校から県道を細田方面へ約 400m 行き、右手の作業道を約 400m 行った所です。譲受人の農地に挟まれた農地です。譲渡人は柑橘生産を大規模に行っておりましたが、申請地は離れた場所にあり効率が悪い ため、約 20 年前に譲受人の父親に相談し売却されています。今回登記名義が変わっていない事に気づかれ申請に至ったとのことでした。譲受人は周辺で当時より柑橘栽培をされており、適切に管理されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
議 長	私の方から質問です。受付番号 4 番についてですが、以前に 3 条で取得された土地があります。それも含めてそのまま息子さんに移譲されるようですが、以前の 3 条とのからみはどうかというのが一つと、杉苗ということですが、杉の穂木は隣接地の日照の問題等が出てくることがあると考えます。高さをどのくらいにするのか、ということを決めておかなければいけないのではないかと思います。事務局はどうお考えですか。

10 : 23	事務局	農地としての耕作物はいろいろありますが、杉苗につきましては、穂木採取も穂木育成も農地として認められています。普通の杉は植林になり山林となります。苗採穂の杉の高さにつきましては、2m程だと思います。実際、穂木なのでしょうか。
	議 長	川添委員、どうでしょうか。
	川 添	苗を育成して、植林される業者さんに販売をしようと考えておられるようです。
	議 長	穂木採取の場合は、高さの制限があるということだけは認識しておいてください。田野では 2.5m で整理をされております。先ほど申し上げました、3 条の引き渡しは親子ですので、やむを得ないかなと思います。ただ、3 条で買った土地をすぐ他人に移転するというのは、おかしいということは委員の皆様も認識をお願いいたします。
	議 長	それ以外に、質問はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。関連がありますので、受付番号 1 番、2 番一括して説明します。申請地は吾田地区戸高山瀬です。受付番号 1 番の道路用地は、受付番号 2 番の一般個人住宅用の道路です。周囲は入り組んでおり、畑の奥に住宅を建設するということです。土地改良区の水路が通っていますが、許可は取ってあります。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

10 : 27	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、16 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。まず、受付番号 1 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区の向田公民館から 900m の所にあります。譲受人は養鶏業を営んでおり、申請地を平成 29 年 5 月に譲渡人より取得し、鶏舎を建設しました。譲渡人の依頼で名義変更する際、地目が変更されておらず今回の申請となったようです。今後も鶏舎として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 3 区、国道 222 号線に架かる鯛の子橋を渡り、西へ進み、鯛の子公民館から南西に約 200m の山林の中です。譲渡人の依頼で所有権移転登記をする際、地目変更されておらず、農地転用が必要であることがわかり今回の申請となったようです。周囲に影響を与える農地はありません。譲受人は、山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 3 番について説明します。10 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し現地調査しました。譲渡人は、施設入所のため娘さんに確認しております。譲受人は市内で林業を営む法人です。10 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地調査し

山 口	ました。申請地は、飢肥地区楠原で、国道 222 号線の山ノ口交差点から上隈谷へ向かうふるさと農道を約 1.5km 進み、頂上付近の通称乱橋と言われる三叉路を右折して、乱橋林道を約 1km 進んだ右側の伐採後の土地です。譲渡人は、周囲が山林化し畑の管理が難しくなり、昭和 45 年頃に杉を植林し、今日まで山林として管理していました。高齢により山林の管理もできなくなったことから、今回譲受人に譲ることになりました。譲受人は、取得後は伐採、植林を行い、山林として適正に維持管理していくそうです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。雨水は自然浸透することです。土地改良区管轄外です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 4 番について説明します。10 月 25 日、譲渡人に確認し、10 月 26 日に現地確認しました。申請地は、酒谷地区白木俣です。国道 222 号線を都城方面へ向かい左手の小布施の滝入口看板から 1.5km 登った所です。譲受人は、山林として維持管理していくとのこととです。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。なお、この案件は、3,000 m²を越えますので、後日県の調査があります。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。まず、受付番号 5 番について説明します。10 月 26 日、現地確認しました。申請地は、飢肥地区吉野方です。飢肥地区今町より吉野方方面へ向かい、広域農道との交差点手前 50m より右上に S 字カーブの道を登っていくと右下の畑になります。周囲は人家が点在し山林、家庭菜園、果樹園などがあります。貸付人と借受人の奥さんが姉妹で、借受人は、退職して妻の故郷である日南市に帰郷し老後を過ごすことにしたとのこととです。申請地を借用し住宅を建築したく本申請に至ったとのこととです。申請地は傾斜地で主に山に囲まれ、農業ができ

	三 賢	るような場所ではありませんので、問題ないと思います。 続きまして、受付番号 6 番について説明します。10 月 26 日、現地確認しました。申請地は、飢肥地区吉野方です。飢肥地区今町より吉野方方面へ向かい、広域農道との交差点より県道を西の方へ約 300 進み、山本橋手前より右折し市道を約 2km 進んだ所にある、幅 4m 程の小さな土地です。譲渡人は高齢で離農されています。譲受人は、素材生産業者で植林し山林として維持管理していくとのこと。譲渡人、譲受人に電話で確認しております。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 7 番について説明します。10 月 24 日、貸付人と借受人に電話確認しました。貸付人と借受人は祖父と孫の関係で、祖父は孫に無償で貸すとのこと。申請地は戸高二丁目で、料理店の西側 2 件目になります。申請地の北側は住宅、東側は市道で、南側と西側は貸付人の農地があります。申請地周辺はブロック塀を設け隣接地の影響がないようにし、雨水は市道側溝へ流します。生活排水は、合併浄化槽を設置し、処理後市道側溝へ放流する計画です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。まず、受付番号 8 番について説明します。10 月 26 日、貸付人、借受人に電話確認し、現地確認しました。申請地は、吾田地区星倉で、二の丸団地の上り口です。以前に 2 回申請があった所です。1 回目は、田から畑へ原形を変更するということで申請があり、2 回目は公共事業の資材置き場にしたいということでの申請でした。今回も別の業者が資材置き場として貸して欲しくないかということで申請となったようです。現状は、きれいに整地してあります。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 9 番について説明します。10 月 26 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。譲受人は、子供さんが結婚されるので住宅を新築したいとのこと。申請地

田 端	は、吾田地区星倉で、時任町から稲荷神社に抜ける市道を登っていく途中にあります。周辺は宅地が増えており、影響を与えるような農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番から 12 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず、受付番号 10 番について説明します。10 月 25 日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区益安で、県道日南高岡線を益安交差点から北郷方面へ約 200m 進んだ右手です。譲受人の自動車整備工場に隣接する土地で、登記地目は田ですが、平成 27 年まで東郷飼料生産組合のわら集積場として管理されていました。その後返納され、譲渡人は管理できなくなり荒れ地となっています。繁茂する雑草により周囲の住民も困っておられることもあり、また、譲受人は自社の自動車整備工場の駐車場として利用できるので今回の申請となりました。飼料わら集積場として使用されていたので、隣接する住宅、県道と同じ高さまで埋め立てられています。また、土地改良区の管轄外です。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 11 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区益安です。益安交差点から県道益安平山線を約 100m 平山方面に進んだ県道沿いに位置します。登記地目は畑ですが、既に倉庫敷地として利用されております。譲渡人は相続により取得しましたが、住んでいた近くの自宅は車の通行ができない為、昭和 42 年頃車庫を建設し利用していたそうです。譲渡人は現在大阪市に在住しており、管理できないということで、甥に譲ることにしたそうです。譲受人は吾田地区の国道沿いで肥料店を営んでおり、申請地を園芸用資材置場として利用する計画です。雨水は県道沿いに設置されている側溝に流す予定です。土地改良区の管轄外です。問題ないと思います 続きまして、受付番号 12 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区松永で、県道 28 号線より約 1 km から 2 km 山手に入った 3 ヶ所に点在しています。地目は畑ですが、現況は山林です。譲渡人は平成 20 年頃相続しましたが、既に杉が植林されていました。農地転用の認識がな

	平 方	く今回始末書を添付しています。譲渡人は市内在住ですが、管理が出来ない為、譲受人に売買することにしたそうです。譲受人は、林業を営んでおり、地域森林計画に基づき適切な森林管理を行うということです。また、必要に応じて土留め等を行うよう、土砂流出防止を指導しました。排水については、地下浸透し必要に応じて排水路を設けるそうです。土地改良区の管轄外です。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。まず、受付番号 13 番について説明します。10 月 24 日、代理人の行政書士と現地確認をしました。申請地は、大窪地区南平で、南平公民館から北へ約 3 km 入った山間部です。周辺はすべて山林です。約 60 年前に杉を植林されており、昭和 37 年頃に譲渡人が相続され、今年 8 月に譲受人に売却されました。譲受人は伐採後山林として利用したく、転用申請されました。始末書も提出されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 14 番について説明します。10 月 24 日、譲渡人に電話確認し、譲受人と現地確認しました、申請地は大窪地区仮屋で、大窪小学校から串間方面へ県道を約 200m 行き、左折し約 100m の所にあります。譲渡人は平成 30 年に相続されています。既に檜が植林されていたそうです。高齢により管理が出来ない為、譲受人に売却されたそうです。譲受人は伐採後山林として利用したく、転用申請されました。始末書も提出されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 15 番について説明します。10 月 29 日、貸付人には電話確認し、借受人立ち合いのもと現地確認をしました。申請地は、細田地区下方で、下方研修センターより市道海門木下線を津屋野方面 300m 進み、瓜倉橋手前の右手です。貸付人は数年前に離農されています。借受人は南郷送水管敷設工事を請け負っている業者です。工事は市道海門木下線から市道津屋野線の間

10 : 52	谷 口 (宏)	に細田川があるため、送水管を川底に敷設する計画となっています。申請地にボーリング残土置場、資材置場として使用するための土地が必要ということで、一部は昨年市が取得していますが、残りは農振農用地であるため、今回、一時転用申請されました。周囲は、東側が市道、南側が堤防、西側と北側は水田がありますが、稲刈りが済んでおり影響はないと思われます。外周に用排水、農道がありますので水利組合の意見書が添付されております。事前着工ということで始末書も提出されています。やむ負えないかと思えます。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 16 番について説明します。10 月 27 日、貸付人 4 人に電話確認し、10 月 28 日、借受人立ち合いのもと現地確認をしました。申請地は、細田地区下方で、下方研修センターより市道海門木下線を津屋野方面 300m 進み、瓜倉橋を渡った右手です。借受人は南郷送水管敷設工事を請け負っている業者です。送水管敷設工事に伴う作業進入路と資材置場用地に鉄板を敷いて利用します。周辺農地に影響を与えないよう、慎重に工事を進めるとのことです。農地転用に無知だったため遅れての申請になりました。始末書も添付しています。水利組合の意見書も添付してあります。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 21 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 3 番について、担当委員より報告願います。

金 丸	はい、6 番金丸です。借受者が同一で、申請地が近隣地である為、受付番号 1 番、2 番、3 番を一括して説明します。10 月 27 日、借受者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区向田地区に広がる農地の一画です。借受者はピーマン、水稻を栽培する認定農業者で、以前より申請地を耕作していたようです。現在も水稻を適正管理されており問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番から 10 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。まず、受付番号 4 番について説明します。貸付者と借受者は親子関係です。申請地は、細田地区上方に 1 筆、毛吉田に 20 筆、萩之嶺に 1 筆、塚田に 4 筆あります。10 月 26 日、貸付者、借受者双方立ち合いのもと現地調査しました。更新ですので問題ないと思います。 続きまして、借受者が同一で、申請地が近隣地である為、受付番号 5 番から 10 番について一括して説明します。申請地は、細田地区萩之嶺で、J A 細田支所から約 1 km 大窪方面へ進んだ左側の水田地帯です。10 月 26 日、借受者立ち合いのもと現地確認しました。受付番号 5 番、6 番、7 番、10 番の貸付者については直接確認し、受付番号 8 番、9 番の貸付者については電話で確認しております。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 11 番について説明します。10 月 27 日、借受者立ち合いのもと現地調査しました。貸付者は離農者です。申請地は、北郷町郷之原地区で、W C S が植えてありました。タバコも作られるそうです。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。

10 : 58	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 12 番から 14 番について、担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 12 番から 14 番について説明します。申請地が隣接しており、譲受者が同一ですので一括して説明します。10 月 26 日、譲受者立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷地区蜂久保で、譲受者は、畜産業を営んでおり、飼料作物を栽培するのに必要な為、自分の牛舎と自分の畑に隣接する畑を購入することにしました。申請地うち 2 筆は 2 年間ほど放置され荒れていますが、農地として復元するには十分可能です。すべて飼料作物を栽培するとのことですので。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
11 : 00	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 15 番については、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 15 番について説明します。10 月 24 日、貸付者に聞き取りし、現地調査しました。申請地は、東郷地区殿所、松永、東弁分、殿所、

平 方	北郷町郷之原の広範囲にわたる水田 22 筆、畑 5 筆、計 27 筆です。もともと、個人間の契約で数年前から請け負っていましたが、今回中間管理を通し契約の正確性を図った案件です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 16 番について担当委員より報告願います。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 16 番について説明します。10 月 27 日、貸付者に直接確認し現地調査しました。申請地は、細田地区下方の 3 筆、塚田の 2 筆、南郷町津屋野の 4 筆の計 9 筆です。貸付者は離農されています。中間管理機構との設定で更新ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 17 番について担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 17 番について説明します。10 月 25 日、現地確認しております。申請地は、北郷町郷之原で、県道日南高岡線沿いの J R 日南線踏切を渡り、右手に広がる農地の一画です。従来から利用権設定がされており、施設ハウスでピーマンの栽培がされています。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 18 番について担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 18 番について説明します。10 月 28 日、貸付者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤で、県道日南高岡線を田野方面へ進み、大藤交差点を右折し次の交差点を左折し、4 つ目の農道を左折しすぐの左手の農地です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 19 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 19 番について説明します。10 月 29 日、貸付者の長女に確認しました。申請地は、南郷町潟上で、潟上小学校の旧跡地の隣にある 2 筆の水田です。中間管理機構との設

11:08	田 中	定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 20 番、21 番について担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。まず、受付番号 20 番について説明します。10 月 27 日、貸付者に電話確認しました。申請地は、南郷町津屋野地区で、上津屋野の水田地帯の一面です。今年もコシヒカリを作付けされて、来年も作付けされるとのことでした。中間管理機構との設定ですので問題ありません。 続きまして、受付番号 21 番について説明します。10 月 27 日、貸付者に電話確認しました。申請地は、南郷町津屋野地区で、上津屋野の水田地帯の一面です。受付番号 20 番の水田と隣接しています。この田もコシヒカリを作付けされており、来年も作付けされるということです。中間管理機構との設定ですので問題ありません。 ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 1 番について説明します。申請地は吾田地区隈谷になります。県道 436 号線を日南方面より南下し、日南クリーンセンターの 300m 手前の右手になります。10 月 25 日、申請者立ち合いのもと現地確

	南	認しました。三方を山林に囲まれ日当たりも悪く、水も確保できないような状況です。20 年ほど前から耕作放棄されていて農地として復元しても継続して利用することが困難であると判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 2 番について説明します。10 月 27 日に、申請者立ち会いのものと現地調査しました。申請地は、細田地区上方で、JA 細田支所の南側を細田川が流れていますが、橋を渡り 200m 進み、山手へ 15 分程登った所です。農道はありますが、台風 14 号で路肩が崩れ車は通れませんでした。申請地は雑木林と竹やぶで荒れており、周辺に影響を与える農地はありません。耕作放棄地のうち農地と利用するには一定水津以上の物理的条件整備が必要な土地で、農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
11 : 11	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11 : 26		終 了

第17回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 光 

署名委員 谷 礼英昭 

井 上 英 明 